

図表1-2-3 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』（母子家庭関係）

計画の具体的目標

<母子家庭世帯関係>

就労支援が見込める者に対して、就労支援を推進し、就職につなげる。
 ○平成18年度における母子家庭世帯の常用雇用率は42.5%であり、引き続き常用雇用の推進を図る。

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

<母子家庭世帯等>

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業をすべての都道府県、指定都市及び中核市において行う。
 →【目標】・母子家庭等就業・自立支援センター事業を行う地方公共団体の割合を、平成19年度には、100%に引き上げ、その後も維持する。
 ・児童扶養手当受給者の就業相談の延べ件数割合を、平成23年度には、10%以上とする。
- マザーズハローワーク事業の拠点の拡充・機能強化
 →【目標】・マザーズハローワーク事業において、担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率を、平成19年度には、70%以上とする。
- 母子家庭自立支援給付金事業や母子自立支援プログラム策定事業の全国展開
 →【目標】・母子家庭自立支援給付金事業や母子自立支援プログラム策定事業を行う地方公共団体の割合を、平成21年度までに、100%に引き上げ、その後も維持する。
 ・母子自立支援プログラムの策定件数を、平成23年度までに、2万件以上とする。

